住所　名古屋市北区大我麻町159番地３
　図香理　昭和53年２月28日生
住所　愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷前15番地12
　林**嶽**吉　昭和16年３月25日生
住所　愛知県西尾市熊味町道万８番地11
　李順子　昭和23年３月４日生
　朴京美　昭和46年２月17日生
住所　名古屋市名東区引山３丁目605番地
　李慎一　昭和44年６月４日生
住所　愛知県春日井市知多町３丁目10番地
　郭達郎　昭和57年８月12日生
住所　愛知県一宮市下沼町２丁目18番地１
　李一男　昭和37年２月23日生
　李芳美　昭和45年11月３日生
　李竹浩　平成７年８月２日生
　李志峰　平成９年７月４日生
　李美穂　平成11年８月18日生
住所　愛知県一宮市今伊勢町本神戸字南無量寺５番地
　卞良香　昭和51年５月５日生
住所　千葉県山武郡大網白里町季美の森南４丁目９番地16
　李信子　昭和34年５月20日生
住所　東京都足立区興野２丁目29番24号
　安洙英　昭和52年４月29日生
住所　埼玉県草加市弁天６丁目４番14号
　林宏美　平成元年９月24日生

○財務省告示第九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	三・二七トン
四	二四、三四九トン
五	一、四七一トン
六	一○トン
七	一三・一九トン
八	一・一三トン
九	三九、六九八トン
一○	五、八一一トン
一一	三、七○五トン
一二	六四、四八○トン
一三	五、○四四、四七三トン
一四	一、二七一、三五四トン
一四の二	五二八、七四二トン
一五	一、四七三トン
一六	一三、五五七トン
一七	九四、三五九トン
一八	一五、六四三トン
一九	七五四トン
二○	三五四トン
二一	二六、七七四トン
二二	四七五トン
二三	四、六五五トン
二四	二四トン
二五	○トン
二六	四、五一二トン
二七	一○、三六一トン
二八	八トン
二九	六七七トン

○財務省告示第九十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万二千七百五十七トン

二　冷凍牛肉　二十七万二百三十五トン

○財務省告示第九十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

平成二十二年度の初日から平成二十三年二月二十八日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十五万二千六十三トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十五万二千八十八トン

○国税庁告示第九号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から適用する。なお、国税庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定める件（平成十三年三月国税庁告示第四号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

国税庁長官　川北　力

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省庁舎国税庁情報公開窓口内

○厚生労働省告示第九十五号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十

○財務省告示第九十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補**塡**金並びに同条第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、法人の平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十三年三月三十一日

財務大臣　野田　佳彦

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、奈良県北葛城郡河合町が、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）第三条第一項に規定する承認（平成二十三年三月十日に受けたものに限る。）を受けた同項に規定する合理化事業計画（以下この項において「合理化事業計画」という。）に基づく合理化事業（次項において「合理化事業」という。）を実施することに伴い、奈良県北葛城郡河合町からし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具を廃棄する者に交付される当該合理化事業計画に係る転廃交付金とする。

2　法第六十七条の四第一項に規定する減価補**塡**金は、前項に規定する転廃交付金のうち合理化事業により廃棄をしたし尿処理業又は浄化槽清掃業に係る車両及び運搬具の当該廃棄の直前における帳簿価額に相当する部分の金額とする。

3　法第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金は、第一項に規定する転廃交付金のうち前項に規定する部分以外の部分の金額とする。